

## 第5章 特定事業の設定

特定事業とは、重点整備地区におけるバリアフリー\*化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に各事業者が取り組む事業であり、下表に示す種別がある。

本構想では、事業の実施予定時期について、以下のとおり定める。

前期：平成32年度までの事業完了を目標に実施する事業

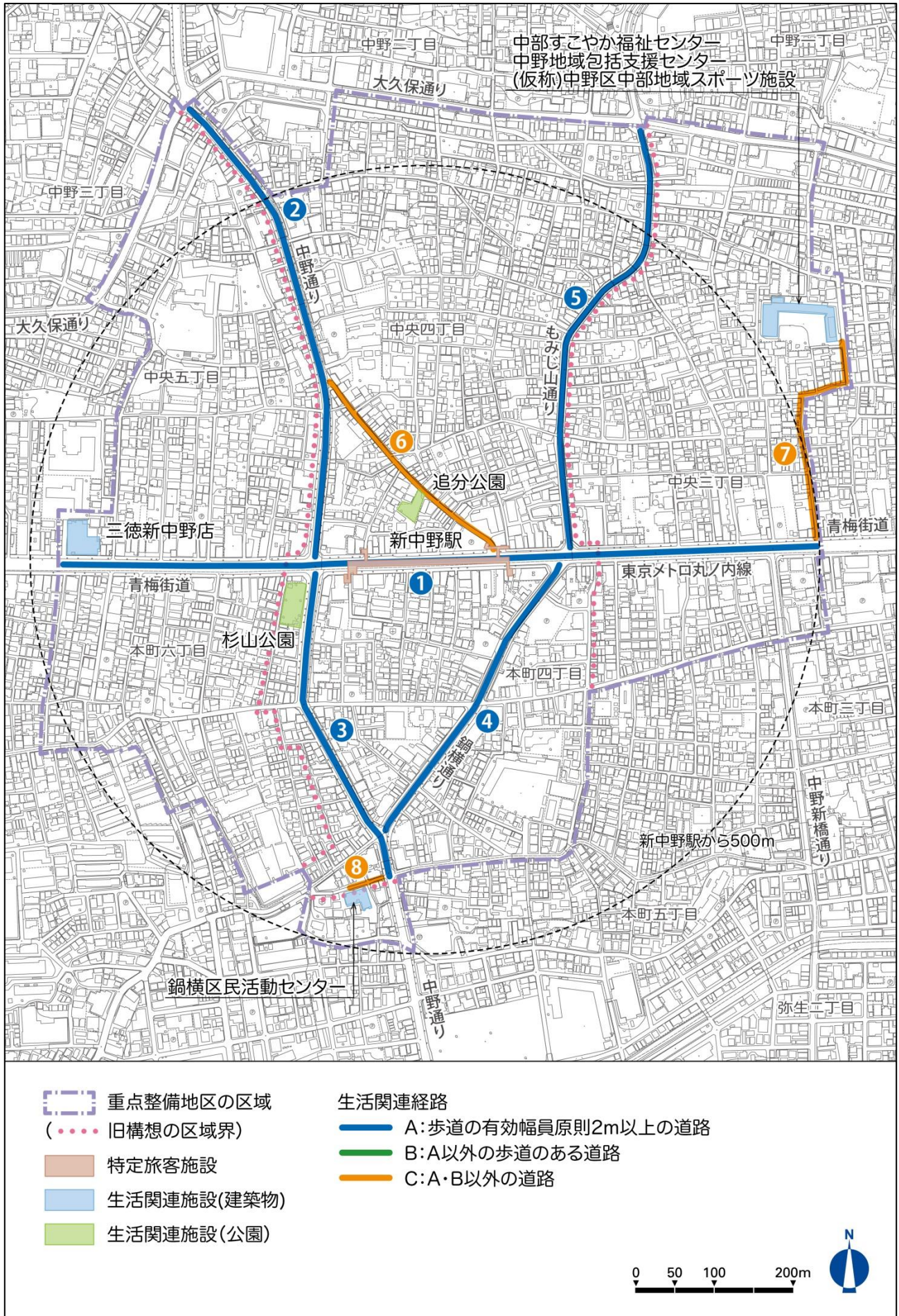
後期：平成37年度までの事業完了を目標に実施する事業

また、現段階では未確定である施設改修や用地買収と併せた整備が必要となる事業などについても、施設改修等の機会を捉えて実施する事業として位置づける。

### 特定事業（バリアフリー化のために取り組む事業）の種別

対象施設	名称	事業の内容（例）
旅客施設（駅）、 バス車両	公共交通 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客施設におけるエレベーター、視覚障害者誘導用ブロック*、多機能トイレ*等の整備、ホーム上からの転落防止対策等</li> <li>乗合バスについて低床型車両の導入等</li> </ul>
道路	道路 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道の段差・勾配の改善、歩道の平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置等</li> </ul>
路外駐車場	路外駐車場 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模の路外駐車場における車いす使用者用駐車施設の整備等</li> </ul>
都市公園	都市公園 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路の幅員の確保、傾斜路の設置、多機能トイレの設置、車いす使用者用駐車施設の整備等</li> </ul>
建築物	建築物 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の建築物における、出入口・廊下等の幅員の確保、傾斜路の設置、階段の手すりの設置、車いす使用者用トイレの設置、車いす使用者用駐車施設の整備等</li> </ul>
交通安全施設	交通安全 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>音響機能、歩行者用青時間延長機能又は経過時間表示機能を付加した信号機の整備</li> <li>エスコートゾーン*の設置</li> <li>道路標識・道路標示の高輝度化</li> <li>違法駐車行為の防止のための取締りの強化、広報・啓発活動の実施等</li> </ul>

1. 新中野地区

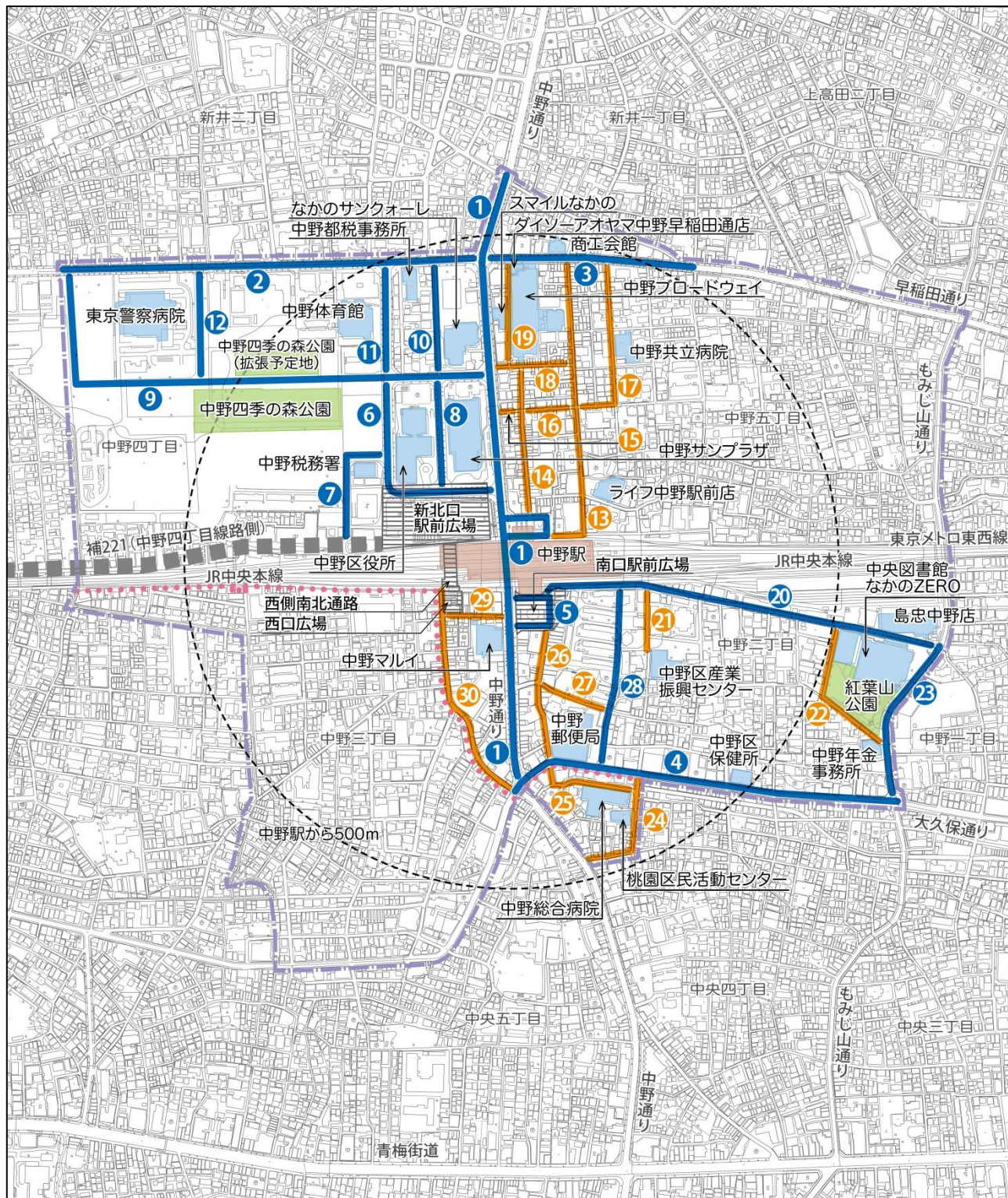


【新中野地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を捉えて
			前期	後期	
<b>(1) 公共交通特定事業</b>					
新中野駅	・階段の両側に2段手すりの設置	東京地下鉄株式会社			○
<b>(2) 道路特定事業</b>					
経路①	・植樹ます周辺の舗装等の改善	東京都	○		
経路③	・歩道の有効幅員*（原則2m以上）の確保		○		
	・歩道の段差・勾配の改善		○		
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置		○		
生活関連経路(A)	・歩道の有効幅員（原則2m以上）の確保	中野区		○	
	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
生活関連経路(C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
<b>(3) 交通安全特定事業</b>					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーン*を整備		○		
<b>(4) 都市公園特定事業</b>					
追分公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保	中野区			○
	・多機能トイレ*の設置				○
<b>(5) 建築物特定事業</b>					
中部すこやか福祉センター等	・視覚障害者誘導用ブロック上の玄関マットの撤去	中野区	○		
<b>(6) その他の事業</b>					
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	



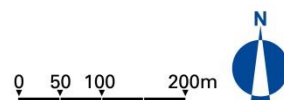
2. 中野地区



- 重点整備地区の区域
- ( ) 旧構想の区域界
- 特定旅客施設
- 生活関連施設(建築物)
- 生活関連施設(公園)

- 生活関連経路
- A: 歩道の有効幅員原則2m以上の道路
  - B: A以外の歩道のある道路
  - C: A・B以外の道路

- 関連事業
- 都市計画道路
  - 駅前広場等

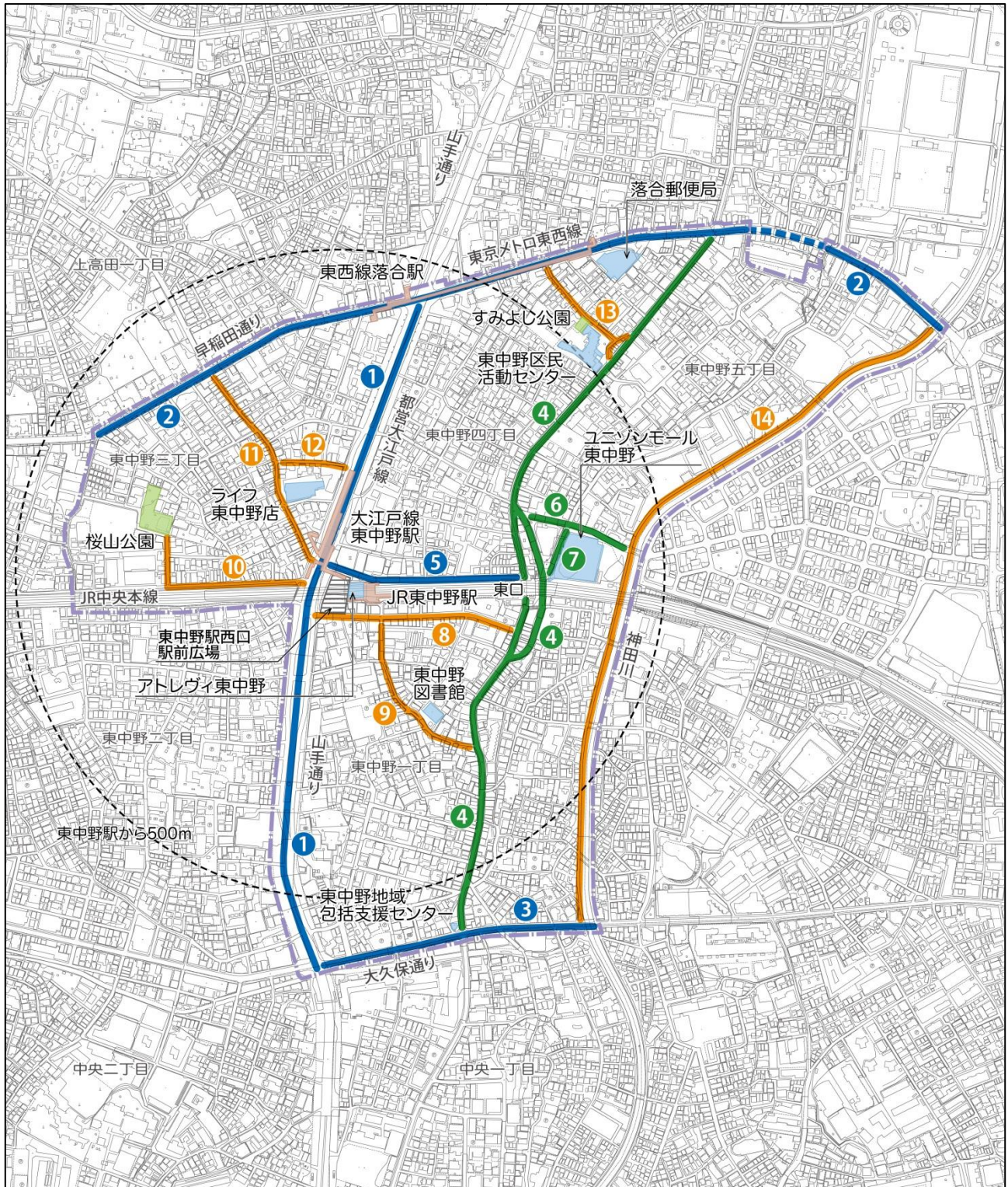


## 【中野地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を捉えて
			前期	後期	
<b>(1) 公共交通特定事業</b>					
中野駅	・西側南北自由通路の整備に併せた橋上駅舎の整備	中野区	○		
<b>(2) 道路特定事業</b>					
生活関連経路(A)	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置	東京都	○		
生活関連経路(A)	・歩道の段差・勾配の改善	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
生活関連経路(C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
経路⑳	・歩道の整備			○	
<b>(3) 交通安全特定事業</b>					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコートゾーン*を整備・補修		○		
<b>(4) 都市公園特定事業</b>					
※該当なし					
<b>(5) 建築物特定事業</b>					
中野区役所	・触知案内板の設置	中野区	○		
商工会館	・エレベーターの改修		○		
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
中野体育館	・筆談用具の準備とその表示の設置		○		
<b>(6) その他の事業</b>					
中野駅西側	・西側南北自由通路の整備	中野区	○		
中野駅北口・南口	・バス案内板の改善	中野区バス事業者	○		
中野駅周辺	・南口駅前広場の整備	中野区		○	
	・西口広場の整備		○		
	・新北口駅前広場の整備			○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	



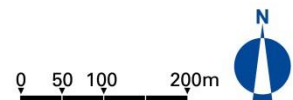
3. 東中野・落合地区



- 重点整備地区の区域
- 特定旅客施設
- 生活関連施設(建築物)
- 生活関連施設(公園)

- 生活関連経路
- A: 歩道の有効幅員原則2m以上の道路
  - B: A以外の歩道のある道路
  - C: A・B以外の道路

- 関連事業
- 駅前広場等



【東中野・落合地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を捉えて
			前期	後期	
<b>(1) 公共交通特定事業</b>					
東中野駅	・内方線付き点状ブロック*の設置	東日本旅客 鉄道株式会社	○		
	・多機能トイレ*の点字表示の改善				○
落合駅	・エレベーターの設置	東京地下鉄 株式会社	○		
	・多機能トイレの設置		○		
	・駅出入口の誘導チャイムの改善		○		
	・階段の両側に2段手すりの設置				○
<b>(2) 道路特定事業</b>					
生活関連経路 (A)	・歩道の有効幅員*（原則2m以上）の確保	中野区		○	
	・歩道の段差・勾配の改善				○
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置				○
生活関連経路 (B)	・歩道の段差・勾配の改善				○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
生活関連経路 (C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
<b>(3) 交通安全特定事業</b>					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安 委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーン*を整備		○		
<b>(4) 都市公園特定事業</b>					
桜山公園	・多機能トイレの設置	中野区			○
すみよし公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保				○
<b>(5) 建築物特定事業</b>					
※該当なし					
<b>(6) その他の事業</b>					
東中野駅西口	・駅前広場の整備	中野区	○		
東中野駅東口	・バリアフリー*化に向けた検討		○	○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区 各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	



4. 新井薬師前地区

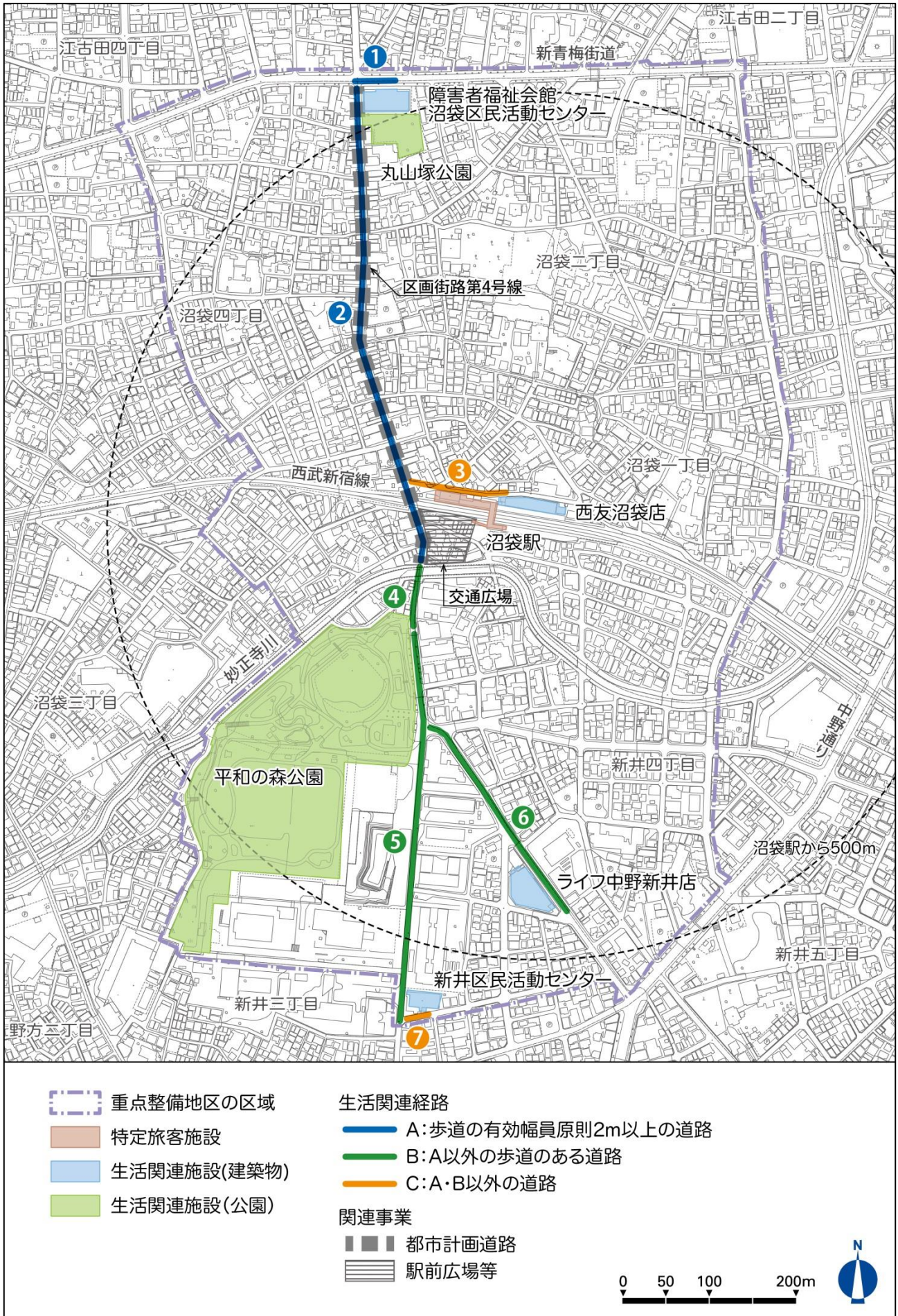




【新井薬師前地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を捉えて
			前期	後期	
<b>(1) 公共交通特定事業</b>					
新井薬師前駅	・「筆談器あります」の表示の改善	西武鉄道株式会社	○		
	・連続立体交差事業*に伴う駅舎改良		○		
<b>(2) 道路特定事業</b>					
生活関連経路(B)	・歩道の段差・勾配の改善	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置				○
生活関連経路(C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
経路④	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○		
<b>(3) 交通安全特定事業</b>					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコートゾーン*を整備		○		
<b>(4) 都市公園特定事業</b>					
上高田北公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保	中野区			○
新井薬師公園	・多機能トイレ*の設置				○
<b>(5) 建築物特定事業</b>					
※該当なし					
<b>(6) その他の事業</b>					
新井薬師駅周辺	・交通広場の整備	中野区		○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

5. 沼袋地区

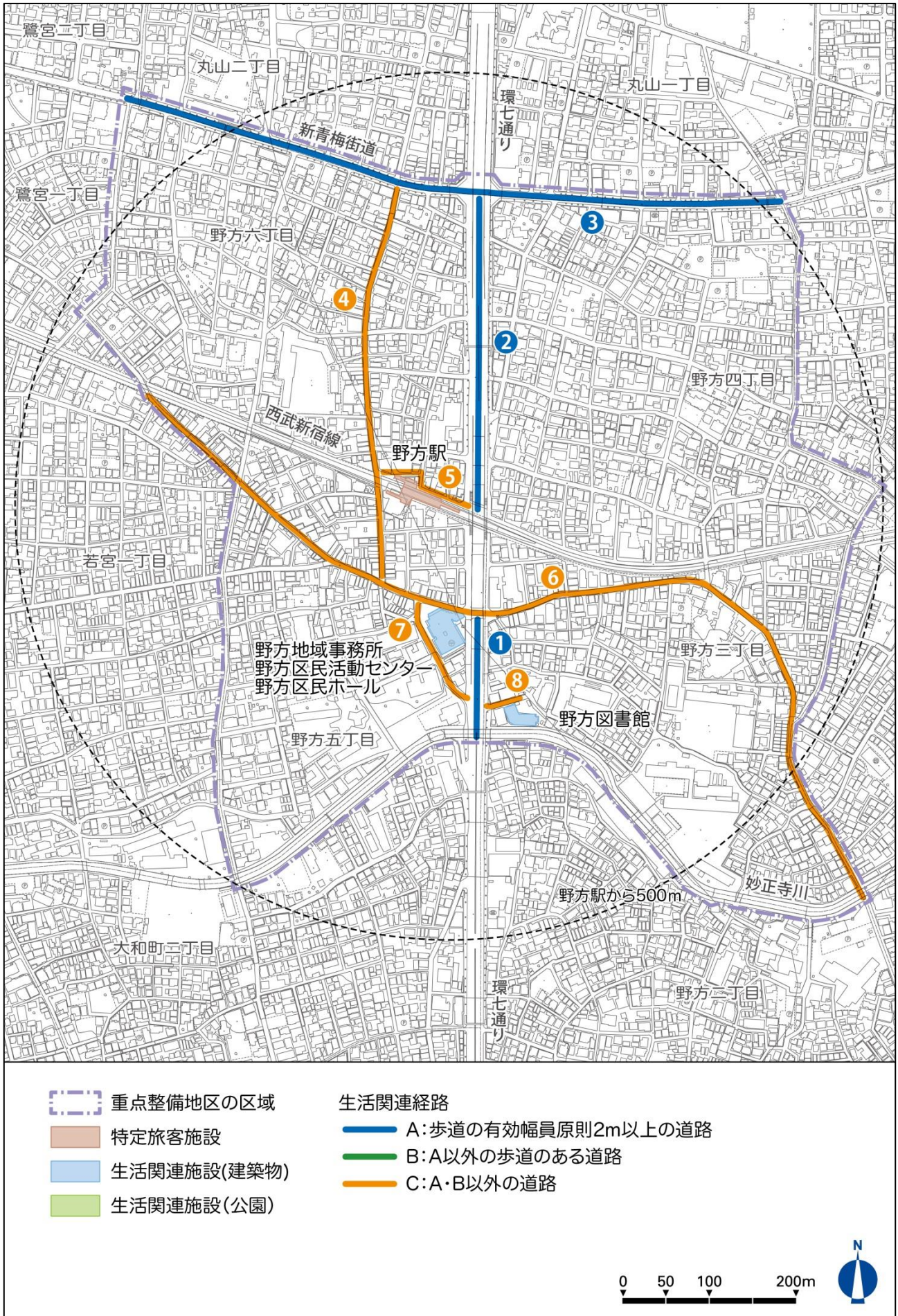




【沼袋地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を捉えて
			前期	後期	
<b>(1) 公共交通特定事業</b>					
沼袋駅	・連続立体交差事業*に伴う駅舎改良	西武鉄道株式会社	○		
<b>(2) 道路特定事業</b>					
生活関連経路(B)	・歩道の段差・勾配の改善	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置				○
生活関連経路(C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保				○
経路②	・歩道の有効幅員* (原則 2m 以上) の確保			○	
	・歩道の段差・勾配の改善			○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○	
経路④	・歩道の整備				○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置				○
<b>(3) 交通安全特定事業</b>					
生活関連経路	・信号機の改良 (音響機能の整備等)	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーン*を整備		○		
<b>(4) 都市公園特定事業</b>					
平和の森公園	・多機能トイレ*の設置	中野区			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの改善				○
丸山塚公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅 (1.2m 以上) の確保	中野区			○
	・多機能トイレの設置				○
<b>(5) 建築物特定事業</b>					
障害者福祉会館	・西側出入口に誘導チャイムの設置	中野区	○		
<b>(6) その他の事業</b>					
沼袋駅周辺	・交通広場の整備	中野区		○	
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

6. 野方地区

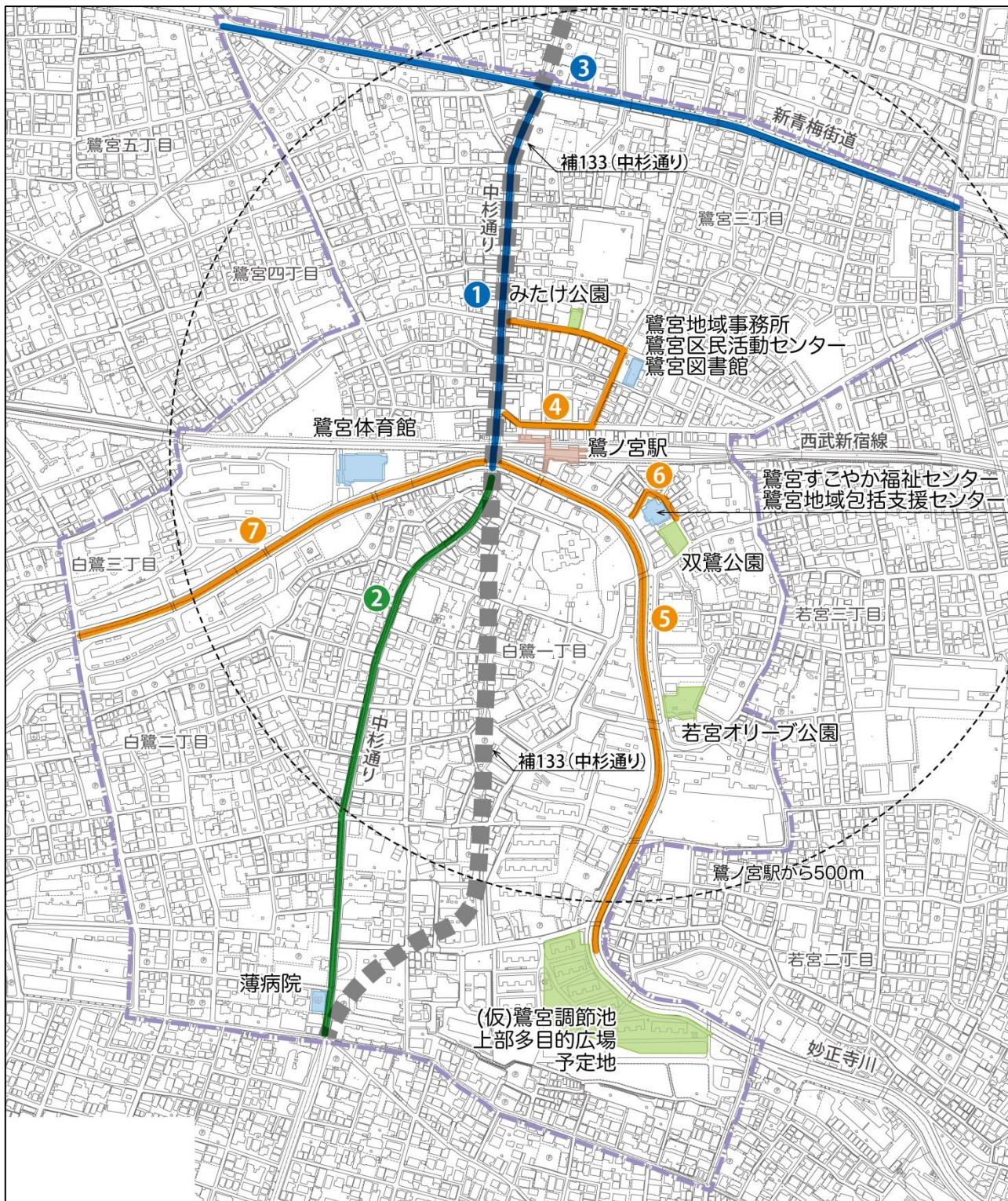




【野方地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を捉えて
			前期	後期	
<b>(1) 公共交通特定事業</b>					
※該当なし					
<b>(2) 道路特定事業</b>					
生活関連経路 (A)	・視覚障害者誘導用ブロック*の設置	東京都	○		
生活関連経路 (C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保	中野区			○
<b>(3) 交通安全特定事業</b>					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要に応じてエスコートゾーン*を整備		○		
<b>(4) 都市公園特定事業</b>					
※該当なし					
<b>(5) 建築物特定事業</b>					
野方図書館	・出入口からエレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックの設置	中野区			○
<b>(6) その他の事業</b>					
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	

7. 鷺宮地区



- 重点整備地区の区域
- 特定旅客施設
- 生活関連施設(建築物)
- 生活関連施設(公園)

- 生活関連経路
- A: 歩道の有効幅員原則2m以上の道路
  - B: A以外の歩道のある道路
  - C: A・B以外の道路

- 関連事業
- 都市計画道路





【鷺宮地区・特定事業】

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期		機会を捉えて
			前期	後期	
<b>(1) 公共交通特定事業</b>					
鷺ノ宮駅	・北口の視覚障害者誘導用ブロック*の改善	西武鉄道株式会社	○		
	・南口の階段下に点状ブロックの設置		○		
	・内方線付き点状ブロック*の設置		○		
	・音声・音響案内の設置		○		
	・階段の段の視認性の確保				○
	・階段の両側に2段手すりの設置				○
<b>(2) 道路特定事業</b>					
生活関連経路(C)	・路側帯*のカラー化等による安全な歩行空間の確保	中野区			○
<b>(3) 交通安全特定事業</b>					
生活関連経路	・信号機の改良（音響機能の整備等）	東京都公安委員会	○		
	・横断歩道の整備		○		
	・横断歩道に必要な応じてエスコートゾーン*を整備		○		
<b>(4) 都市公園特定事業</b>					
双鷺公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保	中野区			○
若山オリーブ公園	・主要な出入口の段差の改善及び有効幅（1.2m以上）の確保				○
	・多機能トイレ*の設置				○
(仮)鷺宮調節池上部多目的広場	・多目的広場の整備			○	
<b>(5) 建築物特定事業</b>					
鷺宮体育館	・筆談用具の準備とその表示の設置	中野区	○		
鷺宮地域包括支援センター	・多機能トイレの設置		○		
<b>(6) その他の事業</b>					
地区全体	・歩道等にある看板・商品等の障害物の撤去	中野区	○	○	
	・放置自転車対策の強化		○	○	
	・自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施		○	○	
	・職員に対する研修や教育・訓練の実施	中野区各事業者	○	○	
区施設	・職員の手話習得の推進	中野区	○	○	